

マネージメント・レター No.253**生命保険金に対する所得税の課税の取消について今後の動きに注目！！**



『平成22年7月6日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となつた部分については、所得税法9条1項15号（現行16号）により所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消された』というニュースが巷を賑わせておりますが、皆様も興味のあるところかと思ひます。

この問題について、7月7日（水）に野田財務大臣から、以下の方針が発表されています。「まず、今般の最高裁判決については謙虚に受け止めて、そして適正に対処していきたいというふうに思ひます。その上で、これまでのいわゆる解釈を変更することになりますが、そういう変更をして、そして過去5年分の所得税については更正の請求を出していただいたうえで、それを経て減額の更正をするという形の対処をしていきたいというふうに思ひます。誠意を持って対応していきたいと思ひます。

問題は5年を超える部分でございます。5年を超える部分の納税の救済については、これは制度上の対応が必要になると思ひます。法的な措置が必要なのか、政令改正で済むのか、これはよく子細に検討させていただきたいと思ひますけれども、関係者の皆様にご迷惑をかけないように、これも対応をしていきたいと思ひます。」

現在国税庁において、判決に基づき、課税の対象とならない部分の算定方法などの検討を進めておりますので、今後対応策が決まり次第、当事務所におきましても改めて広報・周知を図っていきたくと思ひております。

いずれにしても、情報に惑わされず、特に所得税の返還を装った「振り込め詐欺」も懸念されますので充分にご注意ください。

 **今月のひとくちメモ** 

この時期は営業の方だけでなく、お盆や夏休みなどもあり、長距離を走る機会が多いと思ひます。朝や深夜に出かけたり、時間は様々だと思ひますが、単調な高速道路では、運転開始後3時間くらいで眠くなりやすいといわれています。ガムをかんだり、窓を開けたりなど眠気対策がありますが本当に眠気を感じたら、車を止めて仮眠をとるようにしましょう。